

第1章 基本的な考え方

計画の見直しの趣旨

人権を取り巻く状況を見ると、我が国では、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の「人権三法」といわれる、差別を解消することを目的とした法律が施行されるなど人権に関する法整備が進み、鹿沼市においても、これからの10年を見据え、平成31年（2019年）3月に「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」として新たなスタートを切りました。

計画策定後には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別、心無い誹謗中傷などが社会問題となったほか、児童虐待やインターネット上の人権侵害等が深刻化しており、性的マイノリティに対する理解促進や、職場におけるハラスメントなどの働く人の人権問題等についても社会的関心が高まっています。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、G7広島サミットの開催等により、社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。

今回の見直しは、現代社会において誰もが持っている人間らしく生きる権利について理解を深め、多様性を認め合い誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現が一層求められていること、10年計画の中間見直しであることから、前半5年間の人権を取り巻く状況の大きな変化や令和5（2023）年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、新たな人権課題の追加や従来の人権課題の変更等を行います。

1 計画策定の背景

（1）国際的な潮流

国際社会は国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って昭和20年（1945年）に国際連合を設立しました。

昭和23年（1948年）、国連が採択した「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」にはじまる人権の

原則を定めた「※世界人権宣言」により、国際社会は、「人類は人権問題が各国ごとの国内問題から国際社会全体に関わる重要な問題である」との共通認識を持ちました。

その後、この宣言を実効あるものとするため、人権保障のための国際的基準となる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が昭和 41 年（1966 年）の国連総会で採択されました。

さらに、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」（1965 年）、「女子に対する差別の撤廃に関する条約」（1979 年）、「児童の権利に関する条約」（1989 年）など、個別の人権保障のための条約が批准されるなど、人権に取り組む機運が高まりました。

平成 5 年（1993 年）には、世界人権宣言採択 45 周年を機に、これまでの人権活動を検証し、現在直面している問題、今進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、女性、子ども、少数者等の人権擁護を強調し、人権の普遍性、非選択性、相互依存及び平等を再確認した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受けて、平成 7 年から平成 16 年（1995 年～2004 年）までを「※人権教育のための国連 10 年」と定め、世界各国は人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むようになりました。平成 17 年（2005 年）には、※人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取り組みを定義とした「人権教育のための世界計画」が開始され、平成 23 年（2011 年）には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されるなど、21 世紀を人権の世紀とするための取り組みが行われています。

平成 27 年（2015 年）には、世界中の課題を整理し解決方法を考え、2030 年までに達成すべき具体的な 17 の目標を「SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」として国連総会において採択されました。目標には「ジェンダー平等の実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」など、人権が大きく関係する目標が含まれています。

（２）国及び県の動向

我が国では、昭和 22 年（1947 年）5 月に「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大原理とする日本国憲法が施行されました。

その後、憲法の保障する基本的人権の確立と擁護を図るための各種法律が制定されるとともに、各種の施策が実施されてきました。

平成 6 年（1994 年）、国連において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004

年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議の採択を受けて、平成9年(1997年)7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。この行動計画は、「人権という普遍的文化」の構築を目的に、人権教育を推進するに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人たちに対する取り組みを強化することを明記し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別(同和問題)、外国人、*HIV感染者・*ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害などの重要課題に積極的に取り組むこととしました。さらに、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、もって人権を擁護するための「人権擁護施策推進法」が平成9年(1997年)3月から5年間の時限立法として施行されました。同法に基づき法務省「人権擁護推進審議会」が設置され、人権擁護を推進するための諮問が課せられ、平成11年(1999年)に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」として答申が出されました。この答申では、「我が国の人権状況は、同和問題など様々な人権問題がある。」として、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や地方公共団体、学校等の各実施主体が相互に連携して人権教育・啓発を推進していくことが重要である。」と提言しています。これを受け、平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布施行され、人権尊重の社会の実現に向けた行政の果たす役割がますます重要になりました。

その後、国では様々な立場にある人々の人権を具体的に保障するために、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。))12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」という。を相次いで施行するなど、分野別の法整備や人権尊重の取組が進められています。

栃木県では、平成13年(2001年)3月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、家庭、学校、地域社会、職域など様々な場を通じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本理念とする「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。平成15年(2003年)4月には、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が、平成18年(2006年)3月には「栃木県人権施策推進基本計画」が策定され、平成28年(2016年)3月には、前計画の成果と課題を踏まえた、新たな「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では、国や県の計画等の趣旨に基づき、また、現実社会における様々な人権問題に対応するため、平成19年（2007年）3月、「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を策定しました。これを基本理念として翌年4月に「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、平成21年（2009年）3月、「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定し、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現をめざすため、様々な人権教育及び人権啓発に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、市民の人権問題への関心は維持され、人権に対する正しい理解や認識の深まりなど、着実にその成果は得られていますが、過去からの市政に関する世論調査の結果を見ますと、身近な人権侵害の経験の有無や、解決を望む人権問題の項目などは、依然として同じような傾向を呈しており、今なお、女性や、子ども、高齢者、障がいのある人などに係る様々な人権問題が存在しております。また、国内を見渡しますと、インターネットによる人権侵害や、自然災害に由来する人権侵害等、新たな問題も発生しているのも事実です。

これら多くの問題を解消するためには、世代等に合わせた人権教育や人権啓発、更には人権相談や支援に関し積極的に取り組む必要があります。

鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の目的である、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、市民同士がお互いの人権を認め合うことによって、豊かで安心して暮らせる明るい未来のために、本計画を策定します。

3 計画の基本理念

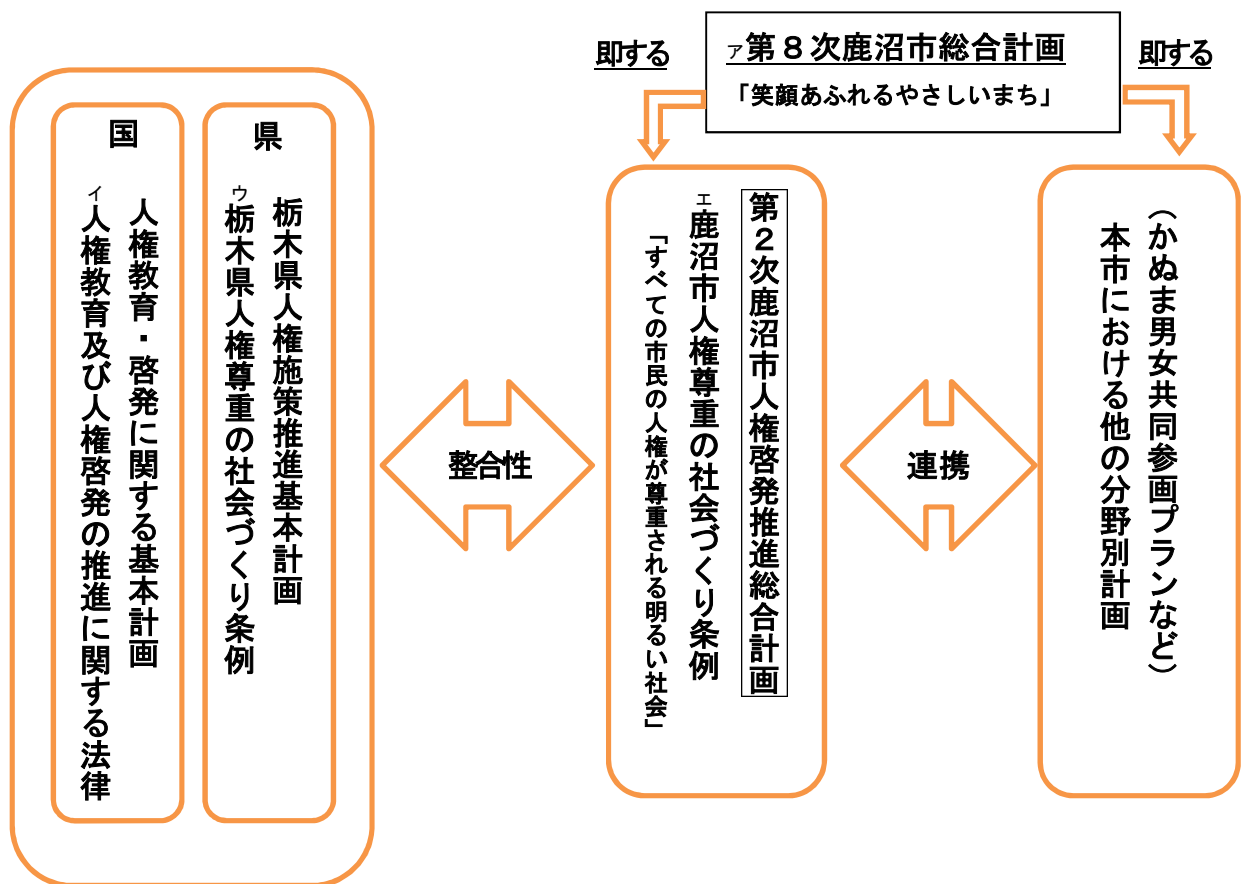
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、第8次鹿沼市総合計画および鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の前文を踏まえた「笑顔あふれるやさしいまち」「すべての市民の人権が尊重される明るい社会」の実現を目指すことです。

4 計画の位置づけ

この計画は、国や県の条例や基本計画などとの整合を取りながら、本市におけるまちづくりの指針であるア第 8 次鹿沼市総合計画に即し、「人権啓発事業の推進」を図るための方向性などを定めるためのものと位置づけられるものです。

策定に当たっては、他の分野別の計画等と連携し、人権尊重の意識高揚を図ることとしています。



イ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多彩な機会の提供、効果的な手段の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

ウ 栃木県人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

エ 鹿沼市人権尊重の社会づくり条例

(目的)

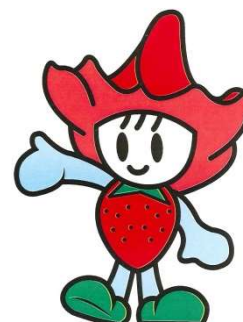
第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

5 計画の期間及び見直し

計画の期間は、初年度を2019年度（平成31年度）とし、目標年度を2028年度とする10年間とします。

なお、国や県の取り組みや社会情勢の変化を見極め、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画による方向性に沿った具体的な諸事業については、毎年策定する「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン」の中で、鹿沼市人権施策推進審議会からの意見等を反映して策定、展開するものとします。



第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1 女性の人権（男女の人権）



（1）現状と課題

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取り組みは1975年の国際婦人年を契機に大きく展開されてきました。これ以降、「国内行動計画」の策定や「女子差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」、「※男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「※DV防止法」という。）の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。また、平成28年（2016年）4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）10年間の時限立法」が施行され、さらに令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることで、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向けた環境整備は大きく前進しています。

本市においても、婦人の地位向上を目指し、昭和58年（1983年）の教育委員会に婦人青少年係を設置し、平成13年（2001年）には、市全体として施策に取り組むため、市長部局に移管しました。平成18年（2006年）10月には「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、その理念に基づき平成19年（2007年）3月に第4期計画となる「かぬま男女共同参画プラン」を策定しました。更に、平成24年（2012年）3月4日には、性別にも世代にも人種にもとられることなく、対等な個人として互いを認め、責任を分かち合い、協力し、男女の別なくあらゆる分野で個性と能力を発揮できる鹿沼市をつくる決意をもって、県内4番目の「男女共同参画都市」となることを宣言するとともに、同年に「かぬま男女共同参画プラン2012」を、平成29年（2017年）3月には「かぬま男女共同参画プラン2017」を、令和4年（2022年）には「かぬま男女共同参画プラン2022」を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。

しかし依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的扱いや、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮ができる

機会は、とても十分とはいえない状況にあることから、今後さらに、男女共同参画社会のための事業展開を図っていく必要があります。

また、DV防止法やストーカー規制法においては、その施行後において幾度かの改正がなされ、改正法の趣旨に基づき、被害者に最も近い地方公共団体が、積極的に取り組むことが望まれます。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律においては、支援が必要な女性の福祉の増進を図るため、ニーズに応じた最適な支援を受けられるようにすることが必要であり、地方公共団体が、対象女性の発見、相談、心身の健康の回復、また、自立して生活するための援助等、多様な支援を包括的に提供し、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施できるような体制整備が求められています。

このため、男女共同参画社会の推進の基盤となる人権意識を高め、SDGsのゴールの一つであるジェンダー平等への取組を促進するとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶、性の多様性への対応、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図ることが重要です。

(2) 施策の方向

- ① 学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識の醸成を図れるよう教育、啓発に努めます。
- ② 「男らしさ・女らしさ」といった社会的、文化的に作られた性差意識にとらわれない男女平等の理念のもと、お互いを尊重する社会の確立に努めます。
- ③ 女性の声を政策・方針決定の場や社会活動に積極的に反映させるために、女性の人材育成と各種審議会等への登用を促進します。
- ④ 男女ともに健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業に対する啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に努めます。
- ⑤ 女性の人権を確立し、男女共同参画を推進していくために、あらゆる機会を捉え、女性の権利に係る法律や「女子差別撤廃条約」の趣旨や理念及び内容の普及・啓発に努めます。
- ⑥ 女性に対する暴力や※セクハラを防止するため、企業等へ働きかけるなど、啓発活動に努めます。
- ⑦ 女性の身体的特性が尊重されるよう、母性保護に対する正しい知識と理解を深めるため、学習機会の提供に努めると共に、学校等における低学年からの性に関する指導を通し、性の尊厳についての理解を深める教育を推

進めます。

- ⑧ DVが重大な人権侵害であるという認識を深めると共に、それを許さない社会の実現を目指し、各種講演会や広報紙・パンフレットなどを活用した啓発に努めます。
- ⑨ 市の女性相談や県、警察など身近な相談機関や体制があることを市民に広く周知し、DV被害の防止や被害の拡大防止を図ります。
- ⑩ DV被害者の安全確保と自立に向けての支援のため、市関係部局、県、警察、各関係機関等との連携を図ります。
- ⑪ DVに関する相談や自立に向けた継続支援ができるような組織や支援体制の整備に努めます。

2 子ども



(1) 現状と課題

平成6年（1994年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを一人の人間として「生存の権利・発達の権利・保護を受ける権利・参加の権利」を保障し、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるよう社会全体が努力することとしています。

しかし、今日の社会意識として、少子化、核家族化、共働きなどの現状は常識であるかのように進展し、結果、子どもたちを取り巻く環境も過去に比べ大きく変化してきているのもまた事実と言えます。

少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらし、核家族化の進行は、家庭の子育て力の低下をもたらす要因の一つと考えられます。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

社会が物質的に豊かになる一方、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、自然や人間を大切にすることが欠如したり、自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生じています。

こうした状況の中で学校においては不登校やいじめが依然として問題になっており、インターネット・スマートフォン等による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した児童買春・児童ポルノなど児童の性に関する事件も後を絶たず、子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっています。

また、家庭においては、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）が問題となっています。

ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、勉強

や友人等のコミュニケーションに十分な時間が取れない、相談できる人が周囲におらず孤独を感じているなど様々な悩みを抱えていり場合があります。

これらを解決するためには教育機関をはじめ社会全体が子どもを育てる意識改革に取り組まなければなりません。

国における、児童虐待等、子どもの健全育成上重大な問題に対する取組として、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正を行ってきたことや、「民法等の一部を改正する法律」などにより、制度的な充実が図られてきました。特に、令和4年12月の民法等の一部を改正する法律において、懲戒権に関する規定の削除、及び、体罰等を禁止する規定が設けられるなど、児童虐待防止のための歯止めとなることが期待されます。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育・生活・就労・経済的支援等の施策を推進することとされています。

しかし、この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は一貫して増加し、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるとし、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化が図られました。平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされました。本市においても、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための拠点として子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を平成29年4月に設置しました。さらに、平成29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関係を強化する等の措置を講ずることとされました。

また、保育所等においては、保育所保育指針等に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にする心を育てる」保育を推進し、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた保育に取り組んでいます。

本市においては、平成29年4月1日から、「※こども総合サポートセンター」（令和5年4月より「こども・家庭サポートセンター」に名称変更）を設置し、発達に支援が必要な子どもをはじめ、児童虐待や育児放棄、貧困、ひきこもり、不登校など、子どもに関する各種相談業務を集約し、「乳幼児期から就学期、

就労期」まで一貫した支援をワンストップでサポートすることで、「将来の鹿沼市を支える子どもたちを地域みんなで育てる」ことをテーマに事業を展開しています。今後、市全体でさらに検討を重ね、子どもたちの健やかな成長と健全な発達を目指す事業の推進や、子どもたちの権利を守るための事業の推進に取り組むことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 「子どもの権利条約」の趣旨や理念や内容の普及啓発に努めます。
- ② 子ども一人ひとりの不安や悩みを解消し、個性を大切にするため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。
- ③ いじめや暴力行為は、子どもの人権にかかわる重大な問題であることを認識し、研修を通じ教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の指導体制を充実すると共に、学校、家庭、地域社会の連携を深め、体制強化を図ります。
- ④ 虐待や貧困などを早期に発見し、子どもや保護者への指導、支援が出来るよう、学校の相談活動の充実と関係機関との連携を強化し、保護、アフターケアに至るまでの総合的な支援を推進します。
- ⑤ 学校、家庭、地域社会等の全体で子育て支援をするため、啓発活動を推進し、子育てに関する市民の意識を醸成します。
- ⑥ 子育てについての悩みや不安軽減に対する施策として、相談や情報提供、交流機会の提供など、子育て支援の充実を図り、人材育成も視野に入れた取り組みに努めます。
- ⑦ ボランティア活動等の地域社会への参加活動など、様々な体験を通して人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、子どもの健全育成に努めます。
- ⑧ 保育園、幼稚園、認定こども園等においても、人権を大切にする心を育てる保育、教育に努めます。
- ⑨ 児童虐待の禁止や、虐待が子どもに及ぼす影響など、広報、啓発活動を推進します。
- ⑩ 子どもの貧困対策として、本市の状況に応じた施策を検討し、貧困の世代間連鎖の防止に努めます。
- ⑪ ヤングケアラーに関する周知啓発、及び、早期発見・把握に努め、支援策を推進します。

3 高齢者



(1) 現状と課題

国連は、昭和 57 年（1982 年）に「*高齢化に関する国際行動計画」を採択、平成 13 年（2002 年）には、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」として「高齢者と開発」、「高齢に到るまでの健康と福祉の増進」、「望ましい、支援できる環境の整備」という優先すべき行動について公約を行いました。

我が国では、平均寿命の延びや少子化などにより、高齢化が急速に進行しています。本市における令和 5 年 7 月現在の 65 歳以上の人口は、総人口の 31.3% であり、世界保健機構（WHO）や国連が「超高齢社会」として定義する高齢化率 21% を超えており、3 人に 1 人が高齢者となる日が目前に迫ってきています。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症などにより介護を要する高齢者の割合は、今後更に増えていくものと予測されます。

高齢者が人権を侵害される問題として虐待があり、介護や支援を必要とする高齢者が虐待を受けやすく、それは、身体的なものだけでなく、心理的・経済的・性的虐待やネグレクト（世話の放棄）なども含まれます。

これらは、高齢者の介護を行う家庭内だけでなく、老人ホームや介護施設などの社会福祉施設内でも発生します。特に、家庭内での虐待は、介護疲れの肉親が精神的に追い詰められて行うというケースが多く、被害者が認知症患者や寝たきりなどの場合は会話自体もままならないため、虐待が表面化しにくいという特徴があります。こうした問題を防ぐためには、介護を行う人を孤立させないようにしたり、周囲が早めに気づき相談窓口につないだりすることが重要です。

また、高齢者を年齢で差別し、働く意欲のある元気な高齢者が雇用・就業の機会を失うことがないように、社会への参加を進めていく必要があります。

さまざまな経験や実績を積み重ねている高齢者の経験を生かし、社会の重要な一員として活躍し、生き生きとした暮らしを実現するため、積極的な啓発活動を推進していくとともに、高齢者の学習機会や、世代間交流の機会の充実を図るなどの施策が必要です。

(2) 施策の方向

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、*地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心とした、高齢者虐待についての相談体制の充実に努めます。
- ② 高齢者の持っている能力を積極的に地域社会に生かしていけるよう高齢

者自身の生きがいと健康づくりを基礎として、地域の福祉や就業活動への積極的な参加を支援します。

- ③ 高齢であっても、心身ともに健康に過ごせるよう、生活の自立支援や介護予防のための施策を進め介護の仕方や身の回りのこと、各種福祉サービス、認知症など判断能力が十分でない高齢者への権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。
- ④ 在宅福祉を基本として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの充実と強化を図り、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができ、また、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。
- ⑤ 高齢者の生活に適した住宅、道路、公園、日常生活の安全管理対策を進めます。
- ⑥ 地域の支え合いによる見守り体制の充実を図ります。また、高齢者の生活を支援する地域の担い手を育成します。
- ⑦ *地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、関係機関・関係団体と連携し、地域住民やボランティアなどの参加を得て、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

4 障がいのある人



(1) 現状と課題

国連は、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会で昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」宣言としました。

日本においても、平成 5 年（1993 年）「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、*ノーマライゼーションの考え方を導入し、すべての障がい者は、「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。また、この改正にあわせ、「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成 14 年（2002 年）には「第 2 次障害者基本計画」が策定されました。

その後、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が改正されたほか、「障害者虐待防止法」が成立し、翌年には「障害者総合支援法」が成立、更に翌年、「障害者差別解消法」の成立と「障害者雇用促進法」の改正が行われ、一通りの障害者制度の充実がなされたことにより、平成 25 年（2013 年）には、それら障害者制度の充実を踏まえ、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国

際的協調」を基本原則とした「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）が策定されました。

栃木県においても、「完全参加と平等」の理念のもと、平成5年（1993年）に「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」の策定をはじめ、平成15年（2003年）には「障害者の自立と社会参加」を基本目標とする「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」を、そして平成26年（2014年）には、前計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承した「とちぎ障害者プラン21」（2015～2020）を、令和3年（2021年）に基本目標を継承し、重点取り組みとして「情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の向上」や「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」を掲げた「とちぎ障害者プラン21（2021～2023）」を策定しました。

本市においても、平成8年度（1996年度）の「かぬま市民保健福祉基本計画」による施策の展開をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」や「かぬま障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」など策定し、法律や制度の上での障がい者雇用や社会生活の利便性を目指した取り組みを進めています。

また、平成24年10月には、障害者虐待防止法の施行に伴い、鹿沼市障害者虐待防止センターの設置を行いました。

しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に精神障がいのある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

「障がい」＝「個性」という考え方があります。これは障がいを特別視しないで前向きに受け止めようというものと、他方では個性自体はつかみどころのない言葉としてとらえる方もいるようです。単に個性と言っても、その人の考えやその場面によって意味合いが変わるなど、様々なご意見があります。しかし、一番大切なことは、障がいがあることで「何に困っているのか」という視点です。

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住みやすい社会づくりを進めていくため、社会全体で障がいのある人について十分に理解し、必要な支援や合理的配慮をしていくことが重要です。

2020年には東京パラリンピック競技大会、2022年には、障がいのある人の社会参加の推進や、障がいのある人に対する理解を深めることを目的とした第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）が開催され、障がい者への理解が進むきっかけとなりましたが、障がいのある人の人権や、「心のバリアフリー」についての理解をさらに深めるため、人権教育を含む様々な啓発活動の推進が急務であると言えます。

(2) 施策の方向

- ① 学校教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。
- ② 障がいのある児童生徒が、自らの良さや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるよう障がいに応じた適切な指導を推進します。
また、障がいの有無に関わらず、共に育ち学ぶ教育が受けられる環境整備を進めることで、*インクルーシブ教育システムの充実に努めます。
- ③ 市民が、障がい及び障がいのある人に対しての正しい認識と理解を深めるよう社会教育関係機関・団体等における福祉・人権教育の充実に努めると共に、障がいのある人が学習講座などに参加できるように環境を整えます。
- ④ 教職員等が障がい及び障がいのある人に対する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。
- ⑤ 障がいのある人とない人が共に理解しながら生活できるよう、学校における交流教育や地域交流・ボランティア活動を促進します。
- ⑥ 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進します。
- ⑦ 障がいのある人の生活の向上を目指し、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を確保し、障がいのある人の社会参加を支援するとともに自立意識を高めるよう努めます。
- ⑧ 障がいのある人が安心して自立し社会参加ができるよう、障害者差別解消に基づき社会的障壁の解消を念頭に置いた施設のバリアフリー化を促進するため、市民、企業等への啓発に努めます。
- ⑨ 障がいのある人の就業を通じた社会参加、及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられないように、雇用と就労機会の拡大に努めます。
- ⑩ 社会福祉協議会との連携により、権利擁護事業の普及を図ると共に、関係機関との連携により、様々な相談体制の充実に努めます。

5 部落差別（同和問題）



（１）現状と課題

部落差別（同和問題）とは、昭和40年（1965年）に同和対策審議会において、「日本社会の歴史的発展において形成された身分的階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である」とその本質が述べられ、わが国固有の人権問題であると言われていました。

この答申をもとに、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が、その後「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度にわたる特別措置法が制定されました。

本市においても、実態的差別を無くすための生活環境改善事業への取り組みや同和地区児童生徒の学力の向上、また、市民の差別意識解消のための教育や啓発活動に取り組んできました。

平成28年（2016年）12月16日、「今もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。」として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、令和5年に本市が実施した「人権擁護に関する市民意識調査」では76.4%が「部落差別の解消の推進に関する法律」を知らないと回答しています。また、根本的な問題として心理的差別は依然として存在し、結婚を妨げられたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネットを使った悪質な差別情報の流布や「※えせ同和行為」などの重大な人権問題が存在しています。

（２）施策の方向

- ① 部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題に悩む児童生徒を早く察知し的確な指導體制をつくと共に、児童生徒が一人ひとりを大切に、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員の研修や研究体制の充実に努めます。

- ② 生涯にわたって人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、社会教育施設等での交流事業の充実に努めます。
- ③ 保育園、幼稚園、認定こども園においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じた保育、教育内容の充実及び、保育士等の人権意識の向上を図るため、人権教育や研修の充実に努めます。
- 更には、関係機関や保護者との連携を図り、人権啓発に努めます。
- ④ 市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが差別や偏見を解消していく主体であると認識するよう、市民各層を対象にした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布等を通して人権意識の高揚に努めます。
- ⑤ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関等と連携し広く市民に啓発活動を展開すると共に、人権相談関連事業の推進に努めます。
- また、人権教育・啓発推進県民運動強調月間及び人権週間を重点に、人権尊重思想の普及を図ります。
- ⑥ 部落差別（同和問題）解決を阻害する「えせ同和行為」については、問題の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、これまで部落差別（同和問題）解決のための活動の印象を損ね、妨害する悪質な行為であるとして、関係行政機関、企業、団体等と連携し排除に努めます。
- ⑦ 国の「地域改善対策協議会」意見具申において示された今後の^{*}隣保館の果たすべき役割などに基づき、これまでの成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる人権啓発に努めます。
- ⑧ 企業における人権啓発を進めるため、関係機関等の協力のもと、研修会の開催支援や人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。
- ⑨ 就労の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を推進すると共に、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。
- ⑩ 市民意識調査を実施し、今までの人権教育、人権啓発事業による成果を把握します。
- ⑪ 同和対策団体との連携により人権啓発事業を実施することにより、より高い啓発効果が得られるよう努めます。

6 外国人



(1) 現状と課題

国連は、あらゆる形態の人種差別の撤廃や人種間の理解を促進することを目的とした「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）について、1965年の第20回国連総会において採択し、1969年に発効となりました。日本ではこの条約に、平成7年（1995年）に加入し、146番目の締約国となりました。

日本においては、昭和22年（1947年）の「外国人登録令」をはじめ、「出入国管理令」や「外国人登録法」の制定など、次々と外国人に関する法制を確立されてきましたが、昭和54年（1979年）の「国際人権規約」の批准を契機に外国人法制のあり方にも見直しが迫られ、人権意識の高まりにより外国人差別問題への取組みが盛り上がりを見せ、平成7年（1995年）に、前述の「人種差別撤廃条約」に批准しました。

日本に暮らす外国人や外国からの入国者数は、新型コロナウイルス感染症対策とした入国制限等の影響から一時減少したものの、近年は再び増加傾向に転じており、在留外国人総数は、令和4年（2022年）6月現在において296万1,969人、鹿沼市においては令和4年（2022年）3月現在、1,482人となっています。また日本に入国する外国人は、令和5年（2023年）6月に月間で200万人を突破するまでに回復しており、日常生活の中で外国人と接することは日常的となっています。

昨今の国際化の進展は目覚ましく、相互交流も頻繁にあることから、外国人に対する偏見は解消傾向にあります。ことばや文化、生活習慣、価値観の違いや思い込みなどにより、就労差別や孤立化などの問題が発生しています。本市では、平成23年（2011年）に「かめま多文化共生プラン」を策定し、外国人も日本人も互いの文化的違いを認め合い、すべての人が住みよいまちづくりを推進しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めていることから、平成28年（2016年）6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されました。

ヘイトスピーチは、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付けてしまうほか、差別意識を生じさせかねないものであります。

これからますます国際化していく中で、外国籍市民が安心して暮らせる地域づくりを推進し、お互いに理解を深め尊重しあいながらともに生きていくことが重要になっています。

(2) 施策の方向

- ① 外国の文化や習慣に対する理解を深め、お互いの文化的違いを認め合う多文化共生推進のため、各種講座や事業を開催します。
また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいの機会の確保に努め、異文化を尊重する態度、外国語によるコミュニケーション能力等を育成するための教育の充実を図ります。
- ② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。
また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。
- ③ 市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人を育成するため、鹿沼市国際交流協会との連携を図り交流事業の支援に努めるとともにボランティア通訳やボランティアホストファミリーの養成等に努めます。
- ④ 外国籍市民向けの市政情報などの提供をはじめ、様々な問題を抱え悩んでいる外国籍市民に対する相談、支援体制の充実を図ります。
また、外国籍市民にとって、日本語能力の取得は非常に重用であるため、国際交流協会との連携により、日本語教室の充実にも努めます。
- ⑤ 外国籍市民に日本の芸術文化に対する理解を深めてもらうための学習機会を提供します。
- ⑥ 外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう、事業主等に対する啓発活動を推進します。
- ⑦ 多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍市民からの意見を聞く機会を充実します。

7 感染者・患者等



(1) 現状と課題

これまで、H I V感染者、エイズ感染者、ハンセン病患者や元患者またその家族に対する差別が社会問題となり、差別解消のための取組を進めてきました。

しかし、新たに新型コロナウイルス感染症に起因する差別が発生した際にも不当な差別がありました。人々の感染症に対する不安や恐れが差別へとつながる構造は、これまでのエイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者や元患者またその家族に向けられた差別と共通するものです。

H I V感染症はウイルスによる免疫機能障害を特徴とする疾患で、このウイ

ルスにより引き起こされる疾患をエイズと呼んでいます。

エイズは昭和 56 年（1981 年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状態にあります。

世界保健機構（WHO）は昭和 63 年（1988 年）にエイズのまん延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

わが国においては、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元年（1989 年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、平成 11 年（1999 年）には感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念のひとつとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

しかし、このような対策にかかわらず、エイズ患者や HIV 感染者に対する正しい知識や理解の不足から医療、雇用、アパート入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

また、ハンセン病もらい菌による「感染症」ですが、感染しただけでは発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも判明しており、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。

しかし、当時の間違った政策により、平成 8 年（1996 年）にらい予防法が廃止されるまでの間、患者は隔離され、患者や家族の人権は著しく侵害され続けました。「ハンセン病による隔離規定は違憲である。」と熊本地方裁判所による判決が下ったのは、それから 5 年後の平成 13 年（2001 年）の事です。

国はハンセン病患者や元患者の名誉回復及び福祉の増進を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、今も残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、家族との関係断絶などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

翻って、啓発に関する国内における動きとして、厚生労働省では、エイズ患者及び HIV 感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズ蔓延防止のため、12 月 1 日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日、東京都港区において、「RED RIBBON LIVE 2017」を実施し、専門家や著名人によるトークライブイベントが開催されました。また、平成 29 年（2017 年）8 月 26 日には、沖縄県那覇市において、厚生労働省等と連携し中学生等をパネリストとした、「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」が開催され、平成 30 年（2018 年）2 月 3 日には、東京都渋谷区において、法務省と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第 17 回ハンセン病問題に関するシンポジウム」も開催されて

います。

そして、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら全国的に感染が拡大。感染拡大の初期には、未知の感染症に対する不安や恐れなどから、感染者だけでなく医療従事者やその家族、施設に対する誹謗中傷などの差別が各地で問題となりました。

様々な感染症等に関する正しい情報の周知啓発によって、理解不足による偏見、差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受け、一日も早く自立した生活が送れるような社会の実現が求められます。

(2) 施策の方向

- ① 小中学校においては、児童生徒に発育段階に応じた性に関する指導（感染症も含む）を推進し、正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るため研修の充実を図ります。
- ② 関係機関との連携により、エイズやハンセン病などの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ③ 国や関係機関との連携により、エイズやハンセン病などにより人権侵害を受けた方への相談・支援体制を整備します。
- ④ 法務省の人権擁護機関が設置する人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。

8 インターネット等による人権侵害



(1) 現状と課題

インターネットには掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があります。その一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの、個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをインターネットから完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉棄損等の罪に問われることもあります。

国では、インターネットをめぐる人権侵害事案に対し、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の施行をはじめ、「違法・有害情報相談センター」の設置や、「プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」の策定など、さまざまな対応をしています。インターネットを利用する一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとで、ルールやモラルを守った利用をするよう求められています。

(2) 施策の方向

- ① 平成 14 年(2002 年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、それら法的措置の周知を図ります。
- ② 法務省の人権擁護機関が設置するインターネット人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。
- ③ 憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、警察をはじめ関係機関との連携をもって、発信者が判明する場合には同人に対し啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合にはプロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、自主規制を促すなどの対応を図っていきます。
- ④ 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

9 災害に伴う人権問題



(1) 現状と課題

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらした。現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また、平成 27 年(2015 年)9 月の関東・東北豪雨では、県全域に特別警報が発表され、県内各地で人的・住宅被害が発生し、15 市町の 6 万を超える世帯に避難勧告が出されて、この災害においても多くの方々方が避難生活を送ることとなりました。令和元年(2019 年)10 月の令和元年東日本台風では、気象庁より「大雨特別警報」が

発表され、市内に開設された避難所には、最大時で31か所に1,275名が避難するなど、粟野地域を中心に大きな被害を受けました。

避難所においては、プライバシーの確保のほかに、高齢者や障がいのある人、妊産婦や乳幼児等、普段から特別な援助や配慮を必要とする立場にある方が、より一層厳しい状況に置かれるということが改めて認識されました。また、原子力発電所事故により被災された人々に対する偏見や差別が発生し、風評による心ない嫌がらせ等の深刻な人権問題も発生しました。

平成29年10月に国が行った「人権擁護に関する世論調査」で、現在、被災者にどのような人権問題が起きているかという質問では、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」を挙げた人の割合が64.1%と最も高く、以下、「学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること」(58.9%)、「差別的な言動をされること」(40.2%)、「職場で嫌がらせやいじめを受けること」(29.6%)などの順となっています。前回の調査と比較してみると、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」(64.9%→61.4%)を挙げた人の割合が依然として高い水準を維持しています。

防災意識の高揚はもちろんです。避難者の人権に配慮した避難所運営の十分な検討が必要です。

(2) 施策の方向

- ① 被災者一人ひとりの人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保証されるよう、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返り、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、援助や配慮を必要とする方々の視点に立ち、また、鹿沼市地域防災計画に基づき、災害に見舞われた場合を想定した啓発活動の展開に努めます。
- ② 震災において被災した児童生徒の小中学校の受け入れ状況を把握するとともに、人権が十分に尊重されるよう、職員研修の充実及び、児童生徒への適切な指導・支援に努めます。
- ③ 小中学校においては、今後も、人権教育に関する国や県からの最新の情報を積極的に取り入れ、人権教育の視点を意識した教育活動の推進に努めます。

10 性的マイノリティ（性的少数者）の人権



(1) 現状と課題

「※性的マイノリティ」とは、同性愛者や両性愛者、性の自己認識(性自認)と生物学的な性が一致しない人などを指し、性的少数者、セクシャルマイノリ

ティともいわれます。

性のあり方（セクシャリティ）は多様で、主に4つの要素で形作られています。まず、出生時の身体的特徴などにより識別された性である身体の性（からだの性）、自分の性別をどう認識しているかを表す性自認（こころの性）、主にどの性別が恋愛対象となるのかを表す性的指向（好きになる性）、最後に服装や言葉遣いなど自分を表現する性別表現（表現する性）があります。これらの組み合わせは多様であり、性はグラデーションともいわれています。

しかし現実には、まだまだ戸籍上の性別を主体とした社会制度となっており、それが性的マイノリティの人たちを苦しめている原因となっています。

同性愛者や両性愛者等の性的少数者の人々は、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、学校や職場において侮蔑的な言葉を投げかけられたり、いじめられたりするなどの差別を受けても、家族や友人に相談ができないなど様々な困難を抱えている場合があります。

このような様々な場面での偏見や差別を解消するため、学校生活での支援の実施や、職場での相手への性的思考・性自認に関する侮蔑的な言動を「※パワーハラスメント」に該当すると考えられる例として明記するなど、様々な取り組みが進んでいます。

本市においては、令和元年6月に性別にとらわれることなくお互いを人生のパートナーとして、協力し支えあう同性をサポートする「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」をスタートし、令和4年4月には同性カップルの子どもも家族であることを証明する「鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓制度」と枠組みを広げ、多様な家族の在り方を支援しています。また令和4年9月からは、性的マイノリティの異性カップルも対象に加え、制度の拡充を行っています。

（2）施策の方向

- ① 性に関する多様性について、個々の存在を尊重し、偏見や差別を解消するための教育や啓発の推進に努めます。
- ② 宣誓制度によって利用できるサービスを機会ごとに見直し、家族として暮らしやすくなる取り組みに努めます。

11 その他の人権問題

(1) アイヌの人々



アイヌの人々は北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や後の明治政府による「北海道開拓」を進めるなかでの同化政策などにより、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況であり、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。

国においては、平成9年(1997年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定し、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動の推進のための事業を実施しています。また、平成19年(2007年)、国連総会での「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、平成20年(2008年)、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて公的にアイヌの人々が先住民族であることが認められました。さらに、令和元年(2019年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、同法ではアイヌ政策を総合的かつ継続的に推進すること等を定めています。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの歴史や文化、伝統及び現状についての理解と知識を深めていくことが重要です。また、アイヌの人々への偏見や差別解消のため、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った啓発活動を推進します。

(2) 犯罪被害者等



犯罪被害者やその家族は、事件による精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

平成17年(2005年)には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が施行されました。同法に基づき、令和3年(2021年)3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、関係府省庁においてこの計画に基づく施策が進められています。

本市では、令和4年(2022年)4月に「鹿沼市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者が受けた被害の軽減および回復を図るとともに、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図っています。

しかしながら、犯罪被害者に対する無責任な噂や中傷、マスメディアの行き過ぎた取材などによる二次的な被害に苦しんでいる人は後を絶ちません。

これらの問題解決には、社会全体で支えあうことのできる体制を構築することが必要であり、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう国、県及び関係機関との連携により教育、啓発に努めると共に、相談、支援体制の充実を図ります。

(3) 刑を終えて出所した人



刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや就労・住居の確保などに関する問題があり、社会復帰が極めて困難な状態にあります。刑を終えた人が社会の一員として円滑な生活を営むことが出来るようにするためには、本人の強い更生意欲とともに家族の支援、職場や地域の人々の理解と協力が欠かせません。法務省では、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う雇用主に対して奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取り組みを行っています。また、平成 29 年（2017 年）12 月 15 日、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき再犯防止計画が閣議決定されています。また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じています。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、関係機関等との連携を図りつつ、偏見や差別意識解消のための教育、啓発を推進します。

(4) ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題



ホームレス問題は、深刻な景気低迷など複雑な社会情勢が底流にあり、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず外見などで判断され、嫌がらせや暴行の対象になるなど人権侵害が発生しています。これらの対策にあたっては国レベルの課題として根本的な対策が急がれているとともに、地域に暮らす方々の理解と協力が必要です。

平成 29 年（2017 年）、第 193 回国会において、時限立法である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 2027 年 8 月 6 日まで延長されることが決まりました。厚生労働省では、この法律に基づき策定された、「ホーム

レスの自立の支援等に関する基本方針」をもって、引き続き、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたった施策を総合的に推進するとしています。

生活困窮者については、病気で働けない、引きこもりである、負債を抱えているなどの複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等に出向くことができないことも見受けられることがあります。

このような方々を地域の方々のサポートや訪問支援などにより相談窓口につなげ、その方の状態に応じた支援を行うことにより、経済的な支援のみならず、日常生活や社会生活における自立についても取り組んでいきます。

様々な状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重されるよう、教育、啓発に努めます。

(5) 働く人の人権



働く人の人権については、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメント、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差、性別・年齢・障がいの有無・国籍等による差別的な待遇等、不当な労働の押し付けや長時間労働など、人権が十分に保障されない状況にあります。

国においては、平成 29 年(2017 年)1 月に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行され、事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての防止義務が義務付けられるとともに、令和元年(2019 年)5 月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正され、パワーハラスメントについても防止義務が事業主に義務付けられたほか、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主よる不利益扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策が強化されました。

さらに、時間外労働の上限規制・年次有給休暇の取得義務化・雇用形態による不合理な待遇差の禁止などが盛り込まれた「働き方改革関連法」が成立し、平成 31 年(2019 年)から順次施行されています。

今後は、働き方改革により、労働者一人一人のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が求められています。

働く人の人権に配慮した職場環境づくりの啓発推進に努めます。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 多様な機会の提供

市民が人権を直感的に捉える感性を磨き、日常生活や社会活動を通して人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。

このような観点から、就学前、学校、家庭、地域社会、職場といったそれぞれの場において人権尊重のための施策を展開します。

また、人権教育及び人権啓発は市民一人ひとりの心のあり方に関する問題であることから、市民の自主性を尊重し、より効果が上がるよう配慮します。

(1) 就学前

① 現状と課題

乳幼児期は、健全な心身の発達を図る上で重要な時期です。保育園、幼稚園、認定こども園等においては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりや地域の人々との交流の中で、他の人の存在に気づき相手を尊重する気持ちや人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育むとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うように努めています。

今後も子どもたち一人ひとりの発達過程と個人差に配慮し、家庭や地域との連携を図りながら、保育、教育を行っていく必要があります。

② 施策の基本方向

保育園、幼稚園、認定こども園等においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じて豊かな感性を育て、人権を大切にすることを育む保育、教育の推進に努めます。

(2) 学校等

① 現状と課題

学校においては、すべての教育活動を通して、不安や悩みを乗り越え、勇気をもって生きていくことができる児童生徒を育成するために、自らを「かけがいのない存在である」と気づかせる教育が必要であるため、児童生徒一人ひとりを深く見つめ、人権にかかわる様々な不安や悩みを持つ児童生

徒に積極的にかかわり、ともに話し合える信頼関係づくりに努めていく必要があります。

また、教職員は自ら果たすべき役割の重要性を再認識するとともに、人権についての認識を更に深める必要があります。

② 施策の基本方向

ア これまでの学校における人権教育の成果を踏まえ、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

イ 道徳教育を中心に、生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

ウ 学校における人権教育を推進するために、これまでに構築された体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

エ 学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって人権を尊重する態度が育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会の連携により人権教育を推進します。

(3) 家庭

① 現状と課題

家庭は、家族のふれあいを通して、人権尊重、生命の尊さなどを学び、子どもの人格形成に大きな役割を果たすべき場であるにもかかわらず、子どもへの虐待、子から親への暴力などが問題になっています。

また、高齢社会の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護や支援を必要とする高齢者も増加し、これらの家族の負担も非常に重く、その結果家庭での高齢者に対する虐待や介護放棄などの問題が発生しています。

更には、家庭内での夫から妻への暴力など女性の人権侵害も問題になっています。

こうした状況から一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習の機会や情報の提供が重要となり、家庭と綿密な連携のもと、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

② 施策の基本方向

ア 一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住みよい社会づくりに関する情報の提供に努めます。

イ 家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

ウ 家族がお互いの人権を尊重しながら、従来からの固定的役割分担意識に

とられることなく、互いに協力し支えあって生活できるよう人権意識の啓発に努めます。

エ 家庭内での子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待や女性への暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 地域社会

① 現状と課題

市民一人ひとりが豊かで充実した生活をするためには、地域社会の中で人権が尊重され、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、人権について学習できる機会の充実を図ることが必要です。これまで、人権問題に関する講座の開設や講演会、交流会の開催などを行ってまいりました。

今後も、日常生活において、態度や行動に現れるような人権意識が身につくように、学習内容や方法を創意工夫していくことが求められています。そのため、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習を促していくとともに、情報の提供などを図る必要があります。

② 施策の基本方向

ア 市民一人ひとりが生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。

イ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加型学習を取り上げるなど、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。

ウ 地域社会において、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために指導者の養成に努めます。

エ 人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材及び各種資料の整備、活用を図ります。

オ 学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

(5) 企業・職場

① 現状と課題

少子高齢化の進展、女性や障がいのある人の社会参加などが進む中で、企業や団体などにおいて、女性や高齢者、障がいのある人がより働きやすい職場環境の構築が求められています。

そのような状況の中で採用などにおいて性別や年齢などにより差別を受

けない、人権に配慮した体制づくりが重要になってきます。

また、企業は経済活動を通して地域社会に大きな影響を与えることから、人権の尊重を含め、環境や国際化などに配慮することが企業の社会的責任として求められています。

すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、企業等に対する人権教育・啓発に努めていく必要があります。

② 施策の基本方向

ア 企業の経営者、人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身につけるように関係機関等との協力のもと啓発事業・研修会等の開催を支援します。

イ すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、公正な採用選考など企業に対する人権教育・啓発に努めます。

ウ 企業等に対し職場内研修教材としてパンフレット等の配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のため講師紹介等の支援に努めます。

エ 就労の機会均等や雇用の安定を図るため、また、職場における労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進

特に人権に深く関係する職業従事者について、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・人権啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者である公務員として、憲法の保障する基本的人権の尊重を、それぞれの業務を通して実現することが求められています。

人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

鹿沼市においては、新規採用職員や中堅の職員に対して、人権に対する正しい認識と理解を深めるため、人権に関する研修会の実施や、人権に関する研修会や講演会などに市職員を参加させるなど、職員に対する人権教育、啓

発を行っています。

今後も、より高い人権意識の醸成を目指すため、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、職員一人ひとりが業務を行なう上で人権尊重の視点に配慮し、主体的な行動が取れるよう、充実した研修を行なっていきます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校におけるすべての教育活動の中において、児童生徒一人ひとりの人権を大切にし、子どもたちの人権意識を育てるため、その直接の担い手であるすべての教職員の人権意識の高揚を図ることが必要です。

教職員が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関などと連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。

また、社会教育関係職員は、社会での指導者として、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権問題の解決に資することができるよう、社会教育関係職員研修の充実に努めます。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医師・看護師などの医療関係者や社会福祉施設職員、民生委員児童委員、ケアマネジャーなどの保健福祉関係者は、患者、障がいのある人、子どもや高齢者などの生命や生活に深く関わっていることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められています。

市関係の医療保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、民間関係機関の積極的な人権研修の取り組みを支援します。

(4) 消防職員

消防職員は消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員を含め、人権に配慮した任務の遂行が行なえるよう研修の充実に努めます。

(5) マスメディア関係者

現代社会において新聞、テレビ等のマスメディアは日常の情報を得る手段として、私たちの生活に密接にかかわることから、人権教育・人権啓発の推進を図る上で極めて有効な手段でもありますが、一方では誤って報道された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。



第4章 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受ける恐れのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、市においては個別課題ごとに相談窓口を設けて引き続き対応し、相談窓口相互の連携及び、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 女性に対する相談・支援体制

女性への人権侵害に関する相談機関（市各相談窓口、法務局、警察、県婦人相談所（とちぎ男女共同参画センターパルティ相談室）、民間団体のNPO法人、法テラスなど）の所在の周知を図ることや、各相談機関と連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 子どもに関する相談・支援体制

児童虐待に関する通告、相談は児童相談所または福祉事務所となっていますが、早期発見、早期対応が重要であるため、平成29年（2017年）4月から子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を設置し、妊娠届時の面接から支援の必要な妊婦さんが安心して出産・子育てに臨めるよう早期からの相談・支援の充実を図ります。また、同時期に開設された「こども総合サポートセンター」と連携し、切れ目のない支援を図ります。「こども総合サポートセンター」では、「乳幼児期から就学期、就労期」まで一貫した支援をワンストップでサポートしていくほか、学校などでのいじめの問題についても、学校はもとより、こども総合サポートセンターと※総合教育研究所の連携をもつて、相談体制の充実を図ります。

また、家庭における子どもの養育などの相談を受ける家庭相談員や、ひとり親家庭の自立支援などを行う母子・父子自立支援員、若者のひきこもりなどの相談を受ける青少年相談員などについては、各種研修会へ積極的に参加させ、その資質やスキルの向上を図るとともに、要保護児童対策ネットワーク会議や子ども・若者支援地域協議会との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 高齢者に関する相談・支援体制

高齢者が住みなれた地域で、健康を維持し、人々と交流を持ちながら、いきいきとした生活を送れるよう、民生委員児童委員、鹿沼市福祉事務所や地域包括支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題や検討事項について、鹿沼市地域ケア会議を中心に、関係団体・機関等と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

(4) 障がいのある人に関する相談・支援体制

障がいのある人の生活にきめ細かな障害福祉サービスを提供していくために、市や障害者相談支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う鹿沼市地域自立支援協議会を中心とした関係団体・機関等と連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

(5) 部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制

基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関や団体との連携により部落差別（同和問題）に対する相談・支援体制を強化するとともに、複合的な問題を抱えている人に対し、各部門連携による相談、支援体制の充実を図ります。

(6) 外国人やH I V感染者等に関する相談・支援体制

外国人やH I V感染者等をはじめ、インターネットによる人権侵害を受けた方など、様々な人権侵害を受けた方に対する相談・支援体制を図るため、それぞれの関係機関との連携を図り、その充実に努め、安心して暮らせる明るい社会の実現を図ります。



第5章 計画の推進

本計画を効果的包括的に推進し、市民の人権尊重の意識の高揚を図っていくため、次の点に留意して進めていきます。

- 1 庁内に組織された「鹿沼市人権推進本部会議」並びに「鹿沼市人権推進会議」を中心に、関係各課相互に緊密な連携調整を図り、本計画の趣旨を十分踏まえ、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。
また、関係部課との連携により、実効性のあるものにするための関係施策（鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン等）を毎年度策定し、それらに沿った諸事業を実施します。
- 2 国際化・情報化が急激に進み、社会構造も複雑多様化する中、新たな人権問題も発生しています。社会の動向や諸問題を見据えながら人権施策を推進していきます。
- 3 効果的な推進を図るために、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、対象者の理解度に応じた内容の人権教育資料を有効に活用し粘り強く実施していきます。
また、住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、住民が身近な問題として、主体的に差別や人権について語り、学ぶことができるよう明るく、親しみの持てる啓発活動を工夫します。
- 4 計画を効果的かつ総合的に推進していくために、国、県、市、学校、社会教育施設など、人権に関わる機関との横のつながりを強化し、人権教育・人権啓発に取り組むとともに、企業、NPO等民間の人権に対する取り組みを積極的に支援していきます。
- 5 人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。
そのため、各種団体の人権研修や学習会、人権講演会等の内容、方法について創意工夫を図り、人権に関する地域のよき理解者であって、日常生活において指導的立場で助言できる身近な指導者の育成を図ります。

お互いの人権を認め合い
豊かで安心して暮らせる
明るい未来のために！！



参考資料

世界人権宣言	資料-1
日本国憲法(抜粋)	資料-6
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	資料-9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	資料-11
栃木県人権尊重の社会づくり条例	資料-29
鹿沼市人権尊重の社会づくり条例	資料-32
鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針	資料-34
鹿沼市人権施策推進審議会条例	資料-36
鹿沼市人権推進本部要綱	資料-38
人権相談窓口	資料-41
用語解説	資料-42